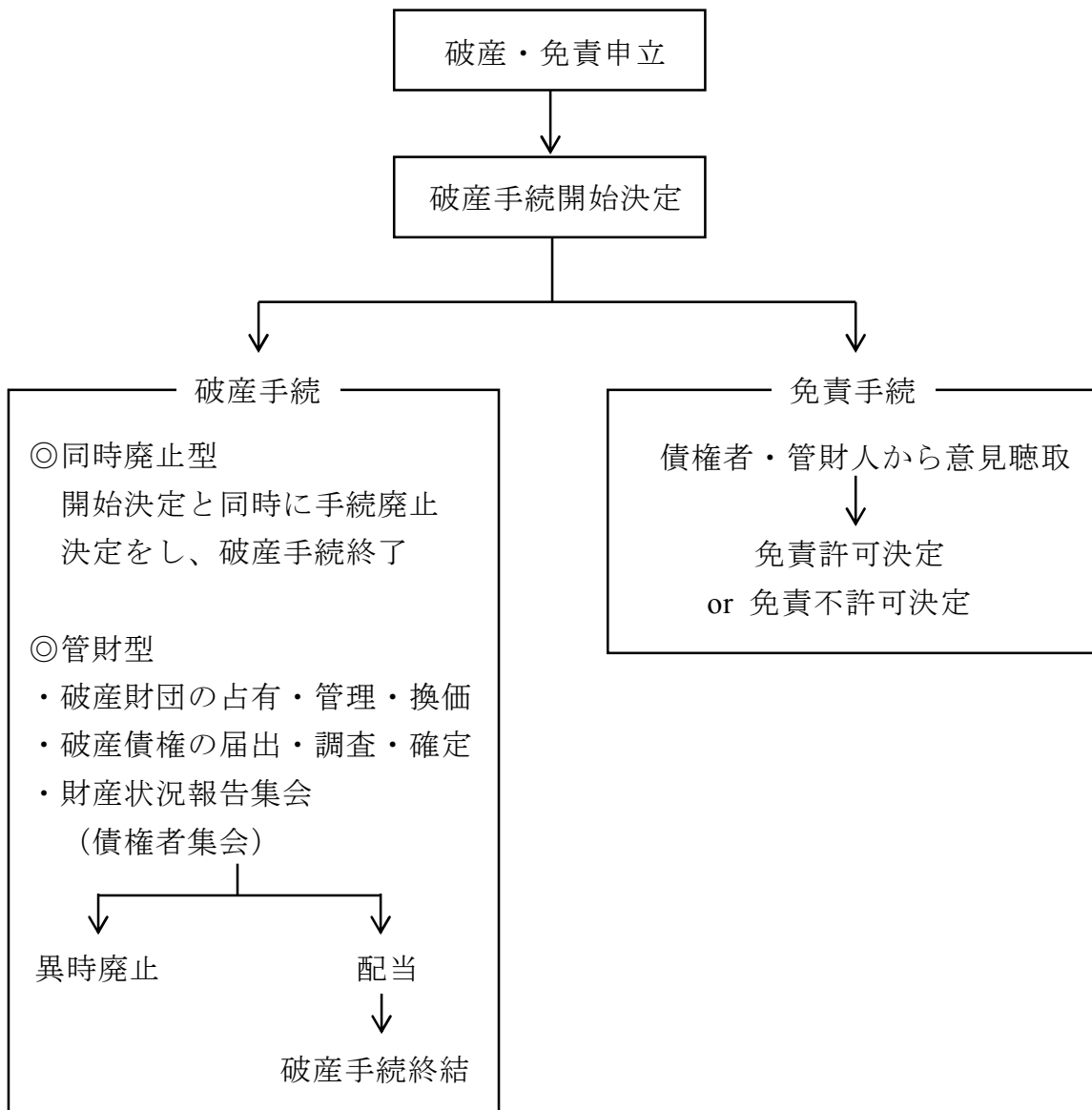


# 破産手続と保険契約

弁護士 北村聡子

## 1 破産手続とは（個人破産）



### (1) 破産手続の種類

同時廃止型：破産財団を構成する財産に乏しく、開始決定と同時に手続廃止となる事件

管財型（通常管財、特定管財）：管財人が選任され管財業務を行う事件

(2) 破産財団に属する債権、属さない債権

破産財団とは：破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう（破産法2条14項）。

破産財団に属さない債権：自由財産

- 1 破産手続開始後に破産者が取得した財産（新得財産）
- 2 管財人が財団から放棄した財産
- 3 99万円までの現金（破産法34条3項1号）
- 4 差押え禁止財産（破産法34条3項2号）
- 5 自由財産は裁判所の決定でも拡張できる（破産法34条4項）

## 2 破産と生命保険契約

(1) 契約者の破産決定により生命保険契約は終了するか

- ・終了原因ではない
  - ・約款上も終了原因とはされていない
  - ・双方未履行双務契約（破産法53条）の場合は、破産管財人が破産法上解除権を有する（※保険者の場合は保険法96条）
- ※ 法人が契約者の場合は、原則解約

(2) 破産財団を構成するか否か

(3) 破産手続での生命保険契約自体の取扱い（東京地方裁判所の運用）

ア) 解約（換価）すべき場合

解約返戻金見込額が20万円（数本契約がある場合は合算して20万円）を超える場合は解約

例外) 自由財産拡張（破産法34条4項）、破産財団への金員組入れ

※ 契約者貸付の法的性質と取扱い

※ 介入権（保険法89条）

イ) 解約しなかった場合

(4) 各保険金請求権の取扱い

- ・破産決定前に発生した保険金請求権  
破産財団を構成する
- ・破産決定後異時廃止・手続終結前に発生した保険金請求権  
例) 破産決定後に契約者が入院した

破産財団を構成すると考えられている

(保険金請求権の法的性質より)

札幌地裁平成24年3月29日判決

(判例時報2152号58頁、保険事例研レポ270号)

東京高裁平成24年9月12日判決

(判例時報2172号44頁、金融法務事情1963号100頁)

※ 自由財産拡張での対応

- ・ 異時廃止・破産手続終結後に発生した保険金請求権  
自由財産 (新得財産)

(5) 差押えとの関係

破産法42条、43条

国税滞納処分としての差押えは続行する

(6) その他破産手続において問題となるケース

破産者の親族が保険料を支払っているとの主張が提出されるケース

### 3 破産と損害保険契約 (主に問題になる場面)

(1) 交通事故の被害者の破産

- ・ 開始決定後の交通事故により生じた損害賠償請求権  
自由財産
- ・ 開始決定前の交通事故により生じた損害賠償請求権  
自賠法に基づく保険金請求権  
物損  
治療費  
逸失利益  
慰謝料 (一身専属性との関係)

(2) 交通事故の加害者の破産

- ・ 被害者の先取特権  
保険法22条
- ・ 被害者の直接請求権

### 4 その他先取特権が問題となった事例

## 破産法（抜粋）

（破産財団の範囲）

**第三十四条** 破産者が破産手続開始の時に於て有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

2 破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財団に属する。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる財産は、破産財団に属しない。

一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三百三十一条第三号に規定する額に二分の三を乗じた額の金銭

二 差し押さえることができない財産（民事執行法第三百三十一条第三号に規定する金銭を除く。）。ただし、同法第三百三十二条第一項（同法第九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差し押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができるようになったものは、この限りでない。

4 裁判所は、破産手続開始の決定があつた時から当該決定が確定した日以後一月を経過する日までの間、破産者の申立てにより又は職権で、決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時に於て破産者が有していた前項各号に掲げる財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、破産財団に属しない財産の範囲を拡張することができる。

（以下略）

（他の手続の失効等）

**第四十二条** 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する強制執行、仮差し押え、仮処分、一般の先取特権の実行、企業担保権の実行又は外国租税滞納処分で、破産債権若しくは財団債権に基づくもの又は破産債権若しくは財団債権を被担保債権とするものは、することができない。

2 前項に規定する場合には、同項に規定する強制執行、仮差し押え、仮処分、一般の先取特権の実行及び企業担保権の実行の手続並びに外国租税滞納処分で、破産財団に属する財産に対して既にされているものは、破産財団に対してはその効力を失う。ただし、同項に規定する強制執行又は一般の先取特権の実行（以下この条において「強制執行又は先取特権の実行」という。）の手続については、破産管財人において破産財団のためにその手続を続行することを妨げない。

3 前項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続については、[民事執行法第六十三条](#) 及び[第二百二十九条](#)（これらの規定を[同法](#) その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続に関する破産者に対する費用請求権は、財団債権とする。

（以下略）

（国税滞納処分等の取扱い）

**第四十三条** 破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産に対する国税滞納処分（外国租税滞納処分を除く。次項において同じ。）は、することができない。

2 破産財団に属する財産に対して国税滞納処分が既にされている場合には、破産手続開始の決定は、その国税滞納処分の続行を妨げない。

（以下略）

（双務契約）

**第五十三条** 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時に おいて共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。

（以下略）

## 保険法（抜粋）

（責任保険契約についての先取特権）

**第二十二条** 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

**2** 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があった金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。

**3** 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

（契約当事者以外の者による解除の効力等）

**第八十九条** 差押債権者、破産管財人その他の傷害疾病定額保険契約（第九十二条に規定する保険料積立金があるものに限る。以下この条から第九十一条までにおいて同じ。）の当事者以外の者で当該傷害疾病定額保険契約の解除をすることができるもの（次項及び同条において「解除権者」という。）がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

**2** 保険金受取人（前項に規定する通知の時ににおいて、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。）が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該傷害疾病定額保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。

**3** 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手續又は保険契約者の破産手續、再生手續若しくは更生手續においてされたものである場合において、介入権者が前項の規定による支払及びその旨の通知をしたときは、当該差押えの手續、破産手續、再生手續又は更生手續との関係においては、保険

者が当該解除により支払うべき金銭の支払をしたものとみなす。

(保険者の破産)

**第九十六条** 保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができる。

**2** 保険契約者が前項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から三箇月を経過した日にその効力を失う。